

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十号）新旧対照表（抄）

改正案				現行			
第一条から第四条まで（現行のとおり）				第一条から第四条まで（略）			
別表（第二条関係）				別表（第二条関係）			
事務	名称	額	徴収 時期	事務	名称	額	徴収 時期
一から九まで（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	一から九まで（略）	（略）	（略）	（略）
十（現行のとおり）	（現行のとおり）	三万二千円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第一項若しくは第三項又は同法第三十九条の二十二第一項の規定に基づき完成検査を受け、又	（現行のとおり）	十（略）	（略）	三万二千円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第一項又は第三項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第八条第一号の技術上の	（略）

<p>十一から二十まで (現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり)</p>	<p>は自ら行い、同法第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項及び十一の項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額 (現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり)</p>	<p>十一から二十まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
					<p>基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項及び十一の項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>	

			۲۱۲	
			۵)	